

# 藤井寺市立道明寺こども園則（運営規程）兼重要事項説明書

## 第1章 総則

（事業所の名称等）

第1条 藤井寺市が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 藤井寺市立道明寺こども園（施設の種別：幼保連携型認定こども園）
- (2) 所在地 藤井寺市林3丁目1番25号

（施設の目的及び運営方針）

第2条 藤井寺市立道明寺こども園（以下「本園」という。）は、子どもが地域において健やかに成長する環境の充実をめざし、小学校就学前の子どもに対し、発達及び学びの連続性を踏まえた教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行うことを目的とする。

- 2 本園は、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、一人ひとりの生きる力を豊かに育てる教育及び保育を行うものとする。
- 3 本園は、教育及び保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を行うものとする。
- 4 本園は、地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 本園は、園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。
- 6 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「法」という。）その他の関係法令並びに関係条例を遵守して運営する。

（提供する教育及び保育）

第3条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第5条第3項に規定する教育時間又は保育時間において提供する教育又は保育をいう。以下同じ。）
- (2) 子育て支援事業
- (3) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。）に該当する園児に対する預かり保育事業
- (4) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2号認定子ども」という。）又は法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「3号認定子ども」という。）に該当する園児に対する延長保育事業
- (5) その他必要と認める事業

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務）

第4条 教育及び保育の提供をするにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、園児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合がある。

- (1) 園長 1人  
園長は、本園の運営及び業務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(2) 副園長 必要に応じて配置

副園長は、園長を補佐し、園長の命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 園長代理 2人以上

園長代理は、園長（副園長を置く場合にあつては、園長及び副園長。以下、この号において同じ。）を補佐し、園務を整理し、部下職員を指導監督する。また、園長に事故があるときは園長の職務を代理し、園長が欠けたときは園長の職務を行う。

(4) 主任保育教諭 1人

主任保育教諭は、園長及び園長代理（副園長を置く場合にあつては、園長及び副園長又は園長代理）を助け、上司の命を受けて園務の一部を整理し、並びに必要に応じて園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。）をつかさどる。

(5) 保育教諭 20人以上

保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。

(6) 調理員（外部委託）

調理員は、給食業務を行う。

(7) 看護職員 1人

看護職員（看護師、准看護師又は保健師）は、園児の健康管理を担当する。

(8) 用務員 1人

用務員は、園長の命令により本園内外の整備、保全に当たり、災害の予防に努める。

(9) 園医（内科） 1人

園医（内科）は、認定こども園法その他の関係法令に定める業務を行う。

(10) 園医（歯科） 1人

園医（歯科）は、認定こども園法その他の関係法令に定める業務を行う。

(11) 園薬剤師 1人

園薬剤師は、認定こども園法その他の関係法令に定める業務を行う。

### 第3章 教育及び保育の提供を行う日

（開園日及び開園時間等）

第5条 本園の開園日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

2 本園の開園時間は、午前7時から午後7時までとする。

3 本園において、教育及び保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育時間

午前8時45分から午後3時までを原則として、園児の心身の発達の程度、季節等を適切に配慮し、これを定める。

なお、上記以外の時間帯において、保育終了から午後6時まで（夏季休業日、冬季休業日、春季休業日及び行事代休日にあつては午前8時45分から午後6時まで）の範囲内で、預かり保育事業を提供する。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、午前7時から7時

30分まで又は午後6時30分から7時までの範囲内で、延長保育事業を提供する。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

午前8時45分から午後4時45分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時45分まで又は午後4時45分から7時までの範囲内で、延長保育事業を提供する。

4 特に必要があると認めるときは、臨時に開園時間、教育時間、保育時間又は休園日を変更することがある。

（学期及び休業日）

第6条 学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

2 休業日（教育認定を受けた園児に教育の提供を行わない日をいう）は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの日
- (3) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月7日までの日
- (4) 春季休業日 3月25日から4月7日までの日

3 特に必要があると認めるときは、臨時に学期又は休業日を変更することがある。

**第4章 教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類及び支払を求める理由等**

（保護者から受領する利用者負担）

第7条 本園の教育又は保育を利用する園児の保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村の定める利用者負担額（保育料）を藤井寺市に支払うものとする。

2 預かり保育又は延長保育を利用する園児の保護者は、別表第1に定める利用料を負担するものとする。

3 前各号に定めるもののほか、別表第2に掲げる本園の教育及び保育を提供する便宜に要する費用については、保護者より実費の負担を受ける。

4 本園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により教育又は保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

**第5章 利用定員、利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項**

（子どもの区分ごとの利用定員）

第8条 本園の法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 1号認定子ども 63人
- (2) 2号認定子ども 75人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 44人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 8人

（入園の資格）

第9条 本園に入園できる者は、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、本

市の区域内に住所を有する小学校就学前子どもとする。

2 前項にかかわらず、市長は、他の市町村の区域内に住所を有する小学校就学前子どもについて、特に認定こども園の入園が適当であると認め、かつ、定員に余裕があるときに限り入園を承諾することができる。

(利用にあたっての選考方法)

第10条 本園に入園を希望する子どもが利用定員を超える場合の選考方法は、次のとおりとする。

(1) 1号認定子どもが利用定員の総数を超える場合においては、抽選により入園を承諾する。その際、特別な配慮が必要な子ども、兄弟姉妹が在園中である子ども及び旧道明寺幼稚園の通園区域に在住している子どもを優先して受け入れる。

(2) 2号認定子ども又は3号認定子どもの選考については、藤井寺市保育の利用に関する規則（昭和62年規則第11号）により入園を承諾する。

(利用の開始)

第11条 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認する。

(入園の取消し)

第12条 入園した子ども又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入園の承諾を取り消すことができる。

(1) 第9条に該当しなくなった場合

(2) 藤井寺市立認定こども園条例（令和4年条例第20号）、この条例に基づく規則及び園則に保護者が従わない場合

(3) 市長が行う教育及び保育上の指示に従わない場合

(退園の手續)

第13条 園児を退園させようとする保護者は、市長に届け出なければならない。

(出席停止)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該園児の出席停止を命ずることができる。

(1) 感染症にかかったとき、又はそのおそれがあるとき。

(2) 他の園児の保育に妨げがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認めるとき。

(卒園証書)

第15条 園長は、所定の教育課程等を修了したと認められる園児に対して卒園証書を授与する。

## 第6章 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(緊急時等における対応)

第16条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校安全計画を策定し実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

2 本園の職員は、教育又は保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにこども園医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

3 教育又は保育の提供により事故が発生した場合は、藤井寺市、園児の保護者等に連絡するとともに、警察署その他の関係機関との連携を図るなど必要な措置を講じるものとする。

4 本園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

5 園児に対する教育又は保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

6 本園の管理下における園児の災害につき、本園が保護者の同意を得て、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間に締結する災害共済給付契約により、災害共済給付を行うものとする。

(非常災害対策)

第17条 本園は、非常災害に備え、園児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(次項及び第4項において「計画等」という。)を作成することとする。

2 本園は、計画等に基づき、園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、園児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 本園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 本園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

### 第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待の防止のための措置)

第18条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

### 第8章 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第19条 本園は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 教育及び保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第2号の指導要録のうち学籍に関する記録については20年間、指導等に関する記録は当該園児が小学校等を卒業するまで。)保存するものとする。

(1) 教育及び保育の提供に当たっての計画

(2) 園児の指導要録

(3) 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)第19条の規定による教育・保育給付認定を行った市への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(給食の提供)

第20条 給食の献立は、できる限り変化に富んだ、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。

2 食品の種類及び調理方法については、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。

(病児・病後児保育事業)

第21条 本園は、園児が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保し、緊急的な対応及び保健的な対応等を図る事業を実施する。

(障がい児保育事業)

第22条 本園は、障がいのある子どもの地域生活を支援するため、障がいのない園児とともに保育を行う事業を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

(子育て支援事業)

第23条 本園は、園児の保護者又は地域の子育て中の保護者に対する支援として、次の事業を行う。

- (1) 交流事業
- (2) 育児相談
- (3) 園庭開放
- (4) その他保護者の子育てを援助する事業

(保護者との連絡)

第24条 本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、教育及び保育に関する方針、園児の成長及び栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第25条 園長及び看護職員は常に園児の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録するものとする。

2 職員の健康診断は年1回以上、調理従事者等（食品の盛付け・配膳等、食品に接触する可能性のある者及び臨時職員を含み、乳児の調乳担当者も含む。）の検便は、毎月1回以上実施するものとする。

(衛生管理)

第26条 本園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、感染症又は食中毒の発生又は蔓延の防止のための必要な措置を行うものとする。

(苦情対応)

第27条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者の窓口を設置し、苦情に対して必要な措置を講じるものとする。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行うものとする。

3 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容及び苦情に対する対応、改善策について記録するものとする。

(秘密の保持)

第28条 本園は、業務上知り得た園児又はその家族に関する個人情報並びに秘密事項（以下「秘密」という。）については、正当な理由がある場合又は別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、本園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿しなければならない。

2 職員は業務上知り得た園児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

附 則

この園則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

1 預かり保育に係る利用者負担

区分	利用時間	利用料
通常保育のある日	保育終了から午後4時45分まで	1日当たり 400円
通常保育のない日	午前8時45分から午後4時45分まで	1日当たり 800円
延長利用	午後4時45分から午後6時00分まで	1日当たり 200円
昼食代		1食当たり 200円
おやつ代		1食当たり 50円

備考 昼食代及びおやつ代は預かり保育利用中に提供された場合に限る。

2 延長保育に係る利用者負担

(1)保育標準時間認定

利用時間	利用料		
	1人目	2人目	3人目以降
午前7時から午前7時30分まで 午後6時30分から午後7時まで	1日当たり 300円 (ただし、1か月で5,000円を超える場合は1か月5,000円とする。)	1日当たり 150円 (ただし、1か月で2,500円を超える場合は1か月2,500円とする。)	無料

(2)保育短時間認定

利用時間	利用料		
	1人目	2人目	3人目以降
①午前7時30分から午前8時45分まで 午後4時45分から午後6時30分まで	1日当たり 300円 (ただし、1か月で5,000円を超える場合は1か月5,000円とする。)	1日当たり 150円 (ただし、1か月で2,500円を超える場合は1か月2,500円とする。)	無料
②午前7時から午前8時45分まで 午後4時45分から午後7時まで	1日当たり 600円 (ただし、1か月で10,000円を超える場合は1か月10,000円とする。)	1日当たり 300円 (ただし、1か月で5,000円を超える場合は1か月5,000円とする。)	無料

※②の時間帯の利用料には①の利用料を含む。

※1人目、2人目、3人目以降の考え方は、特定教育・保育施設を利用している子どものうち、最年長の子どもから順に数える。

別表第2（第7条関係）

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
日本スポーツ振興センター 共済費	災害（負傷、疾病等）給付に対する、共済掛金の額のうち保護者負担分	年額200円
写真代	遠足等の写真实費負担分	実費徴収
教材費（3、4、5歳児）	特定教育・保育の提供に使用する教材費のうち保護者負担分	月額500円
入園準備品（3、4、5歳児）	カラー帽子等	実費徴収
食材料費	1号認定子どもにかかる給食費	月額3,000円
	2号認定子どもにかかる副食費	月額4,500円
その他	本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの	園長が定める金額